

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 一部変更 平成18年9月8日 届出 一部変更 平成20年3月31日 届出 一部変更 平成20年5月2日 届出 一部変更 平成21年3月31日 届出 一部変更 平成21年5月13日 届出 一部変更 平成22年3月8日 届出 一部変更 平成23年4月5日 届出 一部変更 平成24年4月13日 届出 一部変更 平成25年4月10日 届出 一部変更 平成26年3月18日 届出 一部変更 平成27年3月25日 届出</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第10条 (レコード実演の管理)</p> <p>委託者は、レコード実演に係る次に定める利用方法で、委任契約において指定したものに 関する管理（使用料（当該利用方法に係る著作権隣接権の制限に伴う補償金を含む。以下、本条 において同じ。））に関する交渉、利用許諾契約の締結、使用料の収受及び分配その他これに 附帯する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) IPマルチキャスト送信 <u>(ア) 放送番組に録音されたレコード実演を、放送と同時にストリーミング送信するこ とを目的として、放送法に基づきIPマルチキャスト技術により同時再送信すること</u> <u>(イ) 本号(ア)の同時再送信を行う者が自ら制作し、又は編成する番組に録音された レコード実演を、受信者により同一の内容の送信が同時に受信されることを目的とし て、IPマルチキャスト技術により送信可能化すること（ただし、受信先の記録装置 に録音させない形式に限る。)</u></p> <p>(6) IPマルチキャスト送信以外の送信可能化 <u>(ア) 放送番組等に録音されたレコード実演を、放送番組等に変更を加えず、前号以外</u></p>	<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 一部変更 平成18年9月8日 届出 一部変更 平成20年3月31日 届出 一部変更 平成20年5月2日 届出 一部変更 平成21年3月31日 届出 一部変更 平成21年5月13日 届出 一部変更 平成22年3月8日 届出 一部変更 平成23年4月5日 届出 一部変更 平成24年4月13日 届出 一部変更 平成25年4月10日 届出 一部変更 平成26年3月18日 届出 <u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第10条 (レコード実演の管理)</p> <p>委託者は、レコード実演に係る次に定める利用方法で、委任契約において指定したものに 関する管理（使用料に関する交渉及び利用許諾契約の締結、使用料の収受及び分配その他 これに附帯する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) IPマルチキャスト送信 放送番組に録音されたレコード実演を、放送と同時にストリーム送信することを 目的として、放送法に基づきIPマルチキャスト技術により同時再送信すること</p> <p>(6) IPマルチキャスト送信以外の送信可能化 <u>(ア) 放送番組等に録音されたレコード実演を、放送番組等に変更を加えず、前号以 外の方法で送信可能化すること（ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式 に限る。)</u> <u>(イ) 地上放送を行う放送事業者（コミュニティ放送事業者を除く。）又は放送衛星</u></p>	<p>改正履歴を追加した。</p> <p>第10条の管理範囲につき、当該利用 方法に係る著作権隣接権の制限に伴う補 償金を含む旨を明記した。</p> <p>第10条(5)及び(6)につき、業 務管理範囲を拡大した。</p>

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p>の方法で送信可能化すること(ただし、受信先の記録装置に複製させない形式に限る。)</p> <p>(イ) <u>放送事業者(他人の委託により放送する者を除く。)</u> 又は <u>衛星放送プラットフォーム事業者(有料衛星放送の役務の提供に関し、放送法に定める有料放送管理事業者として業務を行う者をいう。)</u> が、自らのホームページにおいて番組のPR・宣伝を目的としてレコード実演を送信可能化すること(ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p><u>(実施の日)</u></p> <p>1. <u>第10条柱書、同条第5号および第6号は、平成27年3月25日から実施する。</u></p>	<p><u>(BS)により衛星放送を行う放送事業者(他人の委託により放送する者を除く。)</u> が、自らのホームページにおいて番組のPR・宣伝を目的としてレコード実演を送信可能化すること(ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>実施期日を追加した。</p>